

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
 - ・電話番号：0495-71-6703 0495-35-3481
 - ・携帯：050-3799-5019
 - ・担当者：廣田 麻里子
- 2 上里町社会福祉協議会居宅介護支援センターの概要
 - ・所在地：〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地
 - ・名称：上里町社会福祉協議会居宅介護支援センター
 - ・介護保険指定番号 1174200285
 - ・管理者：廣田 麻里子
 - ・サービス提供地域：上里町 本庄市 神川町
 - ・担当する介護支援専門員：

3 職員体制

区分	資格	常勤	非常勤
管理者兼介護支援専門員	介護支援専門員	1	
介護支援専門員	介護支援専門員		1

4 営業日及び営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時15分
-----	-----------------

(祝休日・年末年始を除く)

5 居宅介護支援の内容

- (1) インテーク
初回の相談依頼を受けて、利用者・家族と面談します。
- (2) アセスメント
利用者の居宅を訪問して利用者・家族と面談した上で課題の分析をします。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。
- (4) サービス担当者会議の開催
居宅サービス計画原案を基に利用者・家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- (5) 文書による同意
サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。
- (6) モニタリングの実施
少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。
- (7) 居宅サービス計画の変更
利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更の為の上記(2)から(5)を実施します。
- (8) 居宅介護支援に係わる事業所の義務について
 - ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所

に伝えるよう求めます。

・介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係わる情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係わる情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。

・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求める事ができます。

6 料金

(1) 介護保険利用料

要介護の方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、法律の規定に基づいた料金をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払戻を受けられます。

○居宅介護支援費（金額は1ヶ月につき）	
・要介護1・2	10,860円
・要介護3・4・5	14,110円
○加算（対象月のみ）	
・初回加算	3,000円
・入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
・入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
・退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円
・退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円
・退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円
・退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円
・退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円
・通院時情報連携加算	500円
・緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
・ターミナルケアマネジメント加算	4,000円

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方	無料
-----------------	----

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。

○通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満の場合 500円

○通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ以上の場合 1,000円

(3) キャンセル料

契約後、居宅サービス計画作成段階途中での解約	無料
上記以外	無料

7 サービスの終了

- (1) 利用者の都合で終了する場合
文書で申し出くだされば、いつでも解約できます。
- (2) 当センターの都合で終了する場合
人員不足等やむを得ない理由がある場合。この場合、1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
- (3) 自動終了
ア 利用者が介護保険施設に入所した場合。
イ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
ウ 利用者がお亡くなりになった場合。
- (4) その他
利用者又はその家族が当センター又は当センターの従業員に対し、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

8 秘密保持

- (1) 当事業所は業務上知り得たご利用者のご家族の個人情報、いっさい他に漏らしません。
- (2) 当事業所は介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者のご家族の個人情報が漏れる事のないよう管理を徹底致します。
- (3) ただしサービス担当者会議等においては、ご利用者のご家族の個人情報を利用しますので、予めご利用者のご家族からの同意をいただきます。

9 苦情・相談窓口

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスのご相談・苦情を承ります。

別に下記の当事業所以外の、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

当事業所 担当 廣田 麻里子	0495-71-6703 0495-35-3481
上里町高齢者いきいき課高齢介護係	0495-35-1243
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情対応係	048-824-2568
本庄市介護保険課	0495-25-1719
神川町保険健康課	0495-77-2113

1 0 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 当法人の概要

- ・名称：社会福祉法人上里町社会福祉協議会
- ・代表者役職・氏名：会長 山下 博一
- ・所在地：〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地
- ・電話番号：0495-71-6703
0495-35-3481

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者	所在地	埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地
	名称	社会福祉法人上里町社会福祉協議会 上里町社会福祉協議会居宅介護支援センター

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住所
	氏名

利用者家族代表又は 代理人	住所
	氏名